22 番	臼井　淳議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
1、市に提出したクリーン開発産廃処分場計画はどこまで進捗しているのか。 **【質問趣旨】**すでに提出されているクリーン開発(株)による管理型産業廃棄物処分場計画案について、当該計画案の設置の最終的な認可権限は愛知県になるが、その前提として、市条例に基づく事前調整の手続きを経る必要がある。この手続きにおいて、市が計画内容や予定地を十分に把握し、関係機関との調整を行うとともに、地域住民に対し、適切な情報提供を行うことが求められる。そこで、計画案の事前調整における進捗状況と予定地に関する確認事項、情報公開と住民への対応について市当局に問う。	**（1）当該計画案の事前調整における市の役割について**	①令和８年２月５日、クリーン開発(株)から提出された事業計画について、現在、事前調整の進捗状況と、市条例への調整（手続き）はどの段階なのか伺う。 ②当該事業計画内容の確認にあたり、市関係部署や愛知県などとの協議・調整はどのように行われているのか伺う。 ③当該事業計画の内容に不足や確認すべき事項がある場合、市は事業者に対してどのような対応を求めていくのか、又は求めているのか伺う。
	(2)当該計画予定地の土地利用及び周辺環境への影響をどう考えるのか。	①計画予定地には、余床町民会館や国有地が存在し、また、中部電力の送電線が架設されているほか、土砂災害に関する指定区域や河川との関係も考慮する必要がある。これらの土地利用上・地形上の条件については、市はどこまで把握しているのか伺う。 ②当該計画による市の余床町民会館の取扱いと、国有地の取扱い、送電線や鉄塔の安全確保、造成工事による地盤や排水への影響などについて、事業者に確認を求めているのか伺う。 ③余床町民会館（行政財産）の処分等これらの条件が産廃処分場施設の配置や計画の実現性にどのように関係するのか、市としてどのように確認していくのか伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【(１)、(２)、(３)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

22番	臼井　淳議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
	(3)情報公開と地域住民への対応はどう考えているのか。	①現在事業計画は事前調整段階であるが、地域住民にとっては、計画の内容や市の対応状況を知ることが重要である。市は事業者との協議内容や計画に関する確認事項について、個人情報や事業者の正当な利益に配慮しながらどの範囲まで、地域住民に対して情報公開を行っていく考えか伺う。 ②また、今後の手続きの進捗や市の確認結果について、住民にわかりやすく情報提供することが必要と考えるが見解を伺う。
	(4)市長への質問	①産廃処分場については、県が認可権限を有する一方、市には条例に基づく紛争の予防調整を担う役割がある。すでに山路町の産廃処分場計画が提出されており、市民の不安や疑問は益々増幅され、地域との信頼関係を確保するためにも、計画の初期段階から市が主体的に状況を把握し、必要な確認と情報公開を行うことが重要と考える。市長は、本計画に対して市としてどのような姿勢で事前調整に臨み、地域住民に向き合っていく考えか伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【(１)、(２)、(３)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

22 番	臼井　淳議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
2、追加説明会で矛盾する説明を放置せず、事業者に再度の説明会開催を指示すべきである。 【質問趣旨】10 月 10 日に開催された産廃処分場計画の追加説明会は、開催の周知不足や時間の制約等により多くの住民が参加・質問できず、住民の疑問や不安は解消されていない。また、市の説明や県の記録と、事業者による説明内容の間には、活断層の有無、耐震設計の基準、さらには水源・飲み水に関する安全性において看過できない重大な食い違いや矛盾が生じている。市は、こうした現状をどのよう受止め、住民に対する説明責任をどう担保するのか。 再度の追加説明会の開催を指示すべきではないのか市当局に伺う。	**（1）追加説明会での不整合・不十分な説明に、市は再度追加説明会を指示する必要がある。**	①当日の追加説明会には市職員も参加しており、多くの住民が発言機会を得られないまま終了した現場の様子や空気感を直に感じている。参加した職員は、住民の疑問や不安が解消されないまま終了した状況についてどのような疑問や懸念を抱いていたのか。現場の様子を一番よく知る市として、この説明会で目的が達成されたと判断しているのか、市当局の認識を伺う。 ②追加説明会の開催告知の不足や時間制限により、多くの住民が参加や質問の機会が失われたと考える。事業者がこの追加説明会をもって「説明会の目的が達成された」とは到底言えず、行政の判断として、住民に対する再度の一斉説明会を速やかに指示すべきではないのか伺う。 ③追加説明会で事業者は、愛知県との協議を根拠に安全性を強調し、「県からは普通の耐震設計基準を満たしていれば明確な基準はないと説明された。(2025 年 9 月 17 日)」と主張している。しかし、県の記録では「廃掃法に具体的基準はないが、活断層の存在が考慮される可能性はある。」とあり、説明に重大な食い違いが生じている。市は、この相違をどのように受け止め、住民への説明責任をどう確保するつもりか伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【(１)、(２)、(３)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

22 番	臼井　淳議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
		④計画地周辺の崩壊土砂流出危険地区の安全性について、事業者は、県との協議を根拠に、現時点では安全性に大きな問題はなく、許可申請にも重大な支障が生じる可能性は低いとの説明をしている。しかし、県の説明は「現時点で具体的な見解を示すことは出来ない、あくまで(株)東立テクノクラシーの見解」とする回答（2026年９月 26 日付）であった。事業者と県との説明に食い違いがあり、両者との間に矛盾が生じている。市は事業者の説明の妥当性をどう認識し、住民への説明が果たされていないことにどう対応するのか伺う。 ⑤10 月 10 日の説明会で、事業者は水源地の取水口について、市水道課から立ち入りを断られたため、現地測定ができなかったと説明している。しかし、市水道課に確認したところ、事業者からそのような立入りの依頼を受けた事実はないとのことであった。このように、市の確認内容と事業者の説明が明らかに食い違っている。事業者の説明が事実と異なるのであれば、住民に誤った情報を伝えており、極めて重大な問題である。市は事業者に対して、事実関係の確認と説明の訂正を求める必要があるが見解を伺う。 ⑥10 月 10 日の追加説明会において、事業者の説明と県・市の見解や事実との間に重大な齟齬が生じている。活断層と耐震基準に関する県の記録、崩壊土砂流出危険地区に関する県の回答、さらに水源地取水口の立ち入りに関する市水道課の事実確認のいずれも、事業者の主張と真っ向から食い違っている。事実と異なる説明が住民にされたことは看過できない重大な問題であり、市は事実関係を精査した上で、事業者に対し説明の訂正を強く求めるべきと考えるが見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

22番	臼井　淳議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
		⑦市条例に基づく指導及び再度説明会開催の決断について、上記の各質問から、活断層までの距離の訂正、耐震設計の根拠、水道を含む安全性の根拠について、住民の疑問は一切解消されていない。市長は、市条例第10条に基づき、事業者に根拠を明確にして説明する機会（再度追加説明会の開催）を直ちに指示するべきではないか、市長の見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。